

# えひめ森林公園リニューアルイベント委託業務 業務仕様書

## 1 委託業務名

えひめ森林公園リニューアルイベント委託業務

## 2 業務の目的

令和6年度のえひめ森林公園リニューアルを記念し、とべもり+関連施設の特徴を生かした出張イベント及び公園全体を使ったイベントを実施することで、とべもり+の認知度向上及び活性化を図る。

(注)とべもり+…えひめこどもの城、とべ動物園、愛媛県総合運動公園、えひめ森林公園の4施設全体を表す呼称「とべワンダーフォレスト」の略称。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和6年10月31日（木）まで

## 4 委託上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 業務内容

業務内容は、次の（1）から（3）のとおりとすること。

また、荒天時の代替案についても提案すること。

開催日については、令和6年9月中～下旬の土、日、祝日のいずれか1日とする。

業務の実施に当たっては、とべもり+（プラス）ネットワーク協議会（えひめこどもの城・とべ動物園・愛媛県総合運動公園・えひめ森林公園の指定管理者及び県の施設所管課で構成）及び関係機関・施設と連携すること。

なお、実施に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続きは受託者自身で行うこと。

### （1）とべもり+関連施設の特徴を生かした出張イベント

とべもり+関連施設であるえひめこどもの城、とべ動物園、愛媛県総合運動公園の特徴を活かした出張イベントの企画及び実施

- ・とべもり+ ○○（施設名）からジャンプ！と題し、各施設で人気のあるプログラムを招致する。
- ・なお、招致に当たっては各施設指定管理者と事前に協議すること。

### （2）「結のブランコ」を活用した魅力ある昼夜イベント

「結のブランコ」を活用したイベントの企画及び実施

- ・天使の装飾を設置した「結のブランコ」において、ドローン等を用いてプロの

カメラマンによる撮影会を実施する。（装飾は愛媛県が行う。）

なお、撮影データ等は参加者に提供すること。

- ・夜間イベントとして、「結のブランコ」をライトアップし試乗体験を実施する。
- ・あわせて、星空観察会等の環境を活かしたイベントを実施する。
- ・なお、実施場所への移動を含め参加者の安全を確保すること。  
(人数制限可能)

### (3) 第76回全国植樹祭の機運醸成につながるイベント

- ・第76回全国植樹祭に関するPRのほか、県民参加の森づくり活動や、「森林資源の循環利用」、「とべもりゼロカーボン夢プロジェクト」、「とべもりSDGs」などの取り組みをふまえた持続可能な社会の実現につながるイベント等の企画及び実施

#### (注) とべもりゼロカーボン夢プロジェクト

…とべもり+エリアにおいて2030年度にゼロカーボン実現を目指すプロジェクト

### (4) えひめ森林公園全体を使ったサイドイベント

えひめ森林公園全体を使ったイベントの企画及び実施

- ・キッチンカーブース及び森林・林業ブースとして木製品の販売や木工体験、林業体験等、森林や林業について触れることのできるブースを設置すること。  
(出店者は受託者が募集する。なお、出店料は無料とし、出店者は参加料等の徴収を可能とする。)
- ・えひめ森林公園をフィールドとして活動しているボランティア団体等と協力し実施すること。

#### 【実施内容例】

- ・木のおもちゃ体験(子供が木材に触れ合えるもの)
- ・焚火体験、アウトドアクッキング(愛媛県産の食材(「愛」あるブランド産品)を使用)、キャンプグッズの紹介、テントやタープ等の設営体験等、キャンプ初心者に向けた体験イベント
- ・公園施設等を活用した森林散策や森の恵みを活用したクラフト体験

### (5) その他、独自提案により実施する取組み

上記業務以外に追加する独自提案については、別途協議の上、決定するものとする。

## 6 業務計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、「業務計画書」を作成して愛媛県に提出する

こと。

- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「業務完了報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

## 8 成果の帰属及び秘密保持

### (1) 成果の帰属

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、愛媛県に帰属する。

### (2) 秘密保持

- ①本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ②本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## 9 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年10月16日愛媛県条例41号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務の従事者が個人情報の漏えい等を行った場合には、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合がある。

おって、疑義がある場合は愛媛県に協議することとする。

## 10 その他

業務の実施にあたっては愛媛県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。